

(案)

新旧対照表

財政局

現 行	改 正
<p>土木設計業務共通仕様書</p> <p>平成4年5月制 定 平成28年8月改 正</p> <p>第101条 適用</p> <p>第104条 業務の着手 受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内（土曜日、日曜日、祝日等（横浜市の休日</p>	<p>土木設計業務共通仕様書</p> <p>平成4年5月制 定 令和2年8月改 正</p> <p>第101条 適用 5 法律、規則、基準、要綱、要領、指針、通知等は、契約時点でその名の最新のものを適用する。</p> <p>第104条 業務の着手 受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内（土曜日、日曜日、祝日等（横浜市の休日</p>
<p>横浜市</p>	<p>横浜市</p>
<p>を定める条例（平成3年条例第54号）第1条に定める横浜市</p>	<p>を定める条例（平成3年条例第54号）第1条に定める横浜市</p>
<p>の休日（以下「休日等」という。))を除く。)に測量業務に着手しなければならない。契約約款第3条による着手届出は7日以内だが、この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。</p>	<p>の休日（以下「休日等」という。))を除く。)に測量業務に着手しなければならない。契約約款第3条による着手届出は7日以内だが、この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。</p>
<p>第110条 提出書類 3 受託者は、契約時又は変更時において、契約代金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受託・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15日以内（休日等を除く。）に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日以内（休日等を除く。）に、完了時は業務完了後、15日以内（休日等を除く。）に、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、委託業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p>	<p>第110条 提出書類 3 受託者は、契約時又は変更時において、契約代金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受託・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15日以内（休日等を除く。）に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日以内（休日等を除く。）に、完了時は業務完了後、15日以内（休日等を除く。）に、訂正時は適宜、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、委託業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p>
<p>第111条 打合せ等 5 監督員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するか</p>	<p>第111条 打合せ等 5 監督員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※「ウィークリースタンス」に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するか</p>

を連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第117条 成果品の提出

4 受託者は、成果品を「設計業務等の電子納品要領(案)【土木編】(横浜市 平成22年2月)」及び設計図書に基づき電子媒体(CD-R又はDVD-R)で正副各1部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】(横浜市 平成23年6月)」を参考にするものとする。

第119条 検査

3(2) 地質・土質調査業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】(横浜市 平成23年6月)」を参考にするものとする。

第120条 修補

2 検査員は、検査に合格しないと認めた場合には総括監督員に通知し、総括監督員は受託者に対して期限を定めて修補を指示するものとする。

3 受託者は、修補完了後に再度検査を受けなければならない。

なお、検査員が完了の確認をした場合には、委託者は、検査の結果を受託者に通知するものとする。

第121条 条件変更等

1 契約約款第16条第1項第3号に規定する「予期する

~~を連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。~~

第117条 成果品の提出

4 受託者は、成果品を「横浜市の電子納品要領・基準等」に基づいて作成し、~~「設計業務等の電子納品要領(案)【土木編】(横浜市 平成22年2月)」及び設計図書に基づき電子媒体(CD-R又はDVD-R)で正副各1部を提出するものとする。~~

~~なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】(横浜市 平成23年6月)」を参考にするものとする。~~

5 受託者は機械ボーリングを行った場合、得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けただうえで、委託者に提出するとともに、委託者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

第119条 検査

3(2) 地質・土質調査業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「横浜市の電子納品要領・基準等」「~~電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】(横浜市 平成23年6月)~~」を参考にするものとする。

第120条 修補

2 検査員は、検査に合格しないと認めた場合には~~総括監督員に通知し、総括監督員は受託者に対して期限を定めて修補を指示するものとする。~~

3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。~~受託者は、修補完了後に再度検査を受けなければならない。~~

~~なお、検査員が完了の確認をした場合には、委託者は、検査の結果を受託者に通知するものとする。~~

4 委託者は、検査の結果を受託者に通知するものとする。

第121条 条件変更等

1 契約約款第16条第1項第3号に規定する「予期する

ことのできない「特別な状態」とは、天災、その他の不可抗力による場合のほか、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 監督員が、受託者に対して契約約款第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、監督員指示書によるものとする。

第 126 条 受託者の賠償責任

(2) 契約約款第 38 条に規定する瑕疵責任に係る損害

第 130 条 守秘義務

3 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を第 12 条に示す委託業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

第 131 条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 137 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

2 1 により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を委託者に報告すること。
3 1 及び 2 の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

別表

ことのできない「特別な状態」とは、天災、疫病、その他の不可抗力による場合のほか、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 監督員が、受託者に対して契約約款第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、~~監督員~~指示書によるものとする。

第 126 条 受託者の賠償責任等

(2) 契約約款第 38 条に規定する~~瑕疵~~契約不適合責任に係る損害

第 130 条 守秘義務

3 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を第 112 条に示す委託業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

第 131 条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（~~平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号~~）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（~~平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号~~）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（~~平成 25 年法律第 27 号~~）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 137 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

2 第 1 項~~1~~により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を委託者に報告すること。
3 第 1 項及び第 2 項~~1 及び 2~~の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

別表

- 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校を卒業した後、業務に関し、20年以上の実務の経験を有する者
- 3 RCCM資格試験の合格者
- 4 その他、特記仕様書で規定する者

第209条 設計業務の条件

11 受託者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。

この提案は概略設計又は予備設計を実施した受託者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

第212条 環境配慮の条件

- 1 受託者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議の上、設計に反映させるものとする。
- 2 受託者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月法律第100号、以下、「グリーン購入法」という。)に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第10条の規定による「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」に基づき、特定調達品の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。
- 3 受託者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月法律第104号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

- 2 学校教育法(~~昭和22年法律第26号~~)による大学又は高等専門学校を卒業した後、業務に関し、20年以上の実務の経験を有する者
- 3 ~~RCCM資格試験の合格者~~
- 4 その他、特記仕様書で規定する者

第209条 設計業務の条件

11 受託者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の~~コスト縮減~~生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて~~コスト縮減~~生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき~~コスト縮減~~生産性向上の提案を行うものとする。

この提案は概略設計又は予備設計を実施した受託者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(~~コスト縮減~~生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

第212条 環境配慮の条件

- 1 受託者は、「循環型社会形成推進基本法」(~~平成12年6月法律第110号~~)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議の上、設計に反映させるものとする。
- 2 受託者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(~~平成12年5月法律第100号~~、以下、「グリーン購入法」という。)に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法~~第10条~~の規定による「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」に基づき、特定調達品の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。
- 3 受託者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(~~平成12年5月法律第104号~~)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

4 受託者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月)の趣旨に配慮した設計を行うものとする。

4 受託者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(~~平成18年6月~~)の趣旨に配慮した設計を行うものとする。